

主任技術者等の兼務制限の緩和について

入札の不調・不落を防止し円滑な工事執行を図るため適用している、主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和措置の内容を、建設業法施行令の改正に合わせて改正する。

1 内容

- (1) 主任技術者又は現場代理人の兼務の件数については次表のとおりとし、他に配置されている工事とこれから配置しようとする工事が以下の条件を満たす場合に限り、兼務を認める。
- (2) 4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上の主任技術者等（主任技術者及び現場代理人）は、県・市発注の災害復旧工事を含む場合、密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事であれば3件まで兼務を認める。
- (3) 兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

主任技術者		現場代理人	
請負対象設計金額 (税込)	兼務制限	請負対象設計金額 (税込)	兼務制限
8,000万円	兼務不可 《緩和》 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内 ※監理技術者の場合は兼務不可	8,000万円	兼務不可 《緩和》 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内
	兼務不可 《緩和》 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内 ※監理技術者の場合は兼務不可		兼務不可 《緩和》 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内
	兼務不可 《緩和》 5件以内 ○同一市町内(※2)の工事(※3)に限る		兼務不可 《緩和》 5件以内 ○同一市町内(※2)の工事(※3)に限る
4,000万円 (8,000万円)	兼務不可 《緩和》 5件以内 ○同一市町内(※2)の工事(※3)に限る	4,000万円 (8,000万円)	兼務不可 《緩和》 5件以内 ○同一市町内(※2)の工事(※3)に限る
500万円 (1,500万円)	兼務制限なし		

※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

※2 安芸郡4町については同一市町内として取り扱う。

※3 工事には、公共工事以外の工事も含む。

※ 請負対象設計金額等のカッコ内の金額は建築一式工事における金額である。

※ 兼務の条件、手続きについては、公告共通事項、入札条件及び特記仕様書を確認すること。

※ 低入札工事において専任での配置が必要となった低入札技術者については、兼務制限の緩和の対象外とする。

※ 既発注工事において受注者より申出のあった場合は緩和を適用することとする。

※ 受注者において兼務を申請する場合には様式第1号を提出すること。

2 適用

令和5年6月7日以降に指名・公告・随意契約する工事から適用する。適用終了日等については、別途定める。